



山形県公報

平成25年6月11日（火）
第2451号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 指定障害児通所支援事業者の指定……………（庄内総合支庁地域保健福祉課）…717
- 指定居宅サービス事業者の指定……………（同）…同
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………（同）…718
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による  
指定障害福祉サービス事業者の指定……………（同）…同
- 市町村が行う国土調査の指定……………（農村整備課）…同
- 基本測量の実施の通知……………（用地課）…同
- 都市計画事業の変更の案の縦覧……………（都市計画課）…719

### 公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………（最上総合支庁地域振興課）…同
- 県営住宅入居者の一般公募……………（最上総合支庁建築課）…同

## 告 示

### 山形県告示第575号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成25年6月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害児通所支援事業者の<br>名称及び主たる事務所の所在地             | 事業所の名称及び所在地           | 障害児通所支援の<br>種類 | 指定年月日       |
|---------------------------------------------|-----------------------|----------------|-------------|
| 企業組合労協センター事業団<br>東京都豊島区池袋三丁目1番2号<br>光文社ビル6F | こえだ<br>酒田市北新橋二丁目1番地16 | 放課後等デイサー<br>ビス | 平成25. 5. 27 |

### 山形県告示第576号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成25年6月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の<br>名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                  | サービスの種類 | 指定年月日      |
|------------------------|------------------------------|---------|------------|
| 医療法人宗寿会                | 通所介護事業所阿部医院<br>鶴岡市湯温海甲122番地1 | 通 所 介 護 | 平成25. 6. 1 |

**山形県告示第577号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成25年6月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                  | サービスの種類  | 指定年月日      |
|----------------------|------------------------------|----------|------------|
| 医療法人宗寿会              | 通所介護事業所阿部医院<br>鶴岡市湯温海甲122番地1 | 介護予防通所介護 | 平成25. 6. 1 |

**山形県告示第578号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成25年6月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地  | 事業所の名称及び所在地                         | 障害福祉サービスの種類 | 定 員 | 指定年月日       |
|-------------------------------|-------------------------------------|-------------|-----|-------------|
| 社会福祉法人月山福祉会<br>鶴岡市中野京田字壺柳4番地1 | 障害福祉サービス事業「作業所月山」<br>鶴岡市中野京田字壺柳4番地1 | 生 活 介 護     | 6名  | 平成25. 5. 29 |

**山形県告示第579号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により、国土調査として次のとおり指定した。

平成25年6月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定年月日  
平成25年5月29日
- 2 調査を行う者の名称  
最上町
- 3 調査地域  
最上郡最上町大字塚田及び大字富澤の各一部
- 4 調査期間  
平成25年6月3日から平成26年3月31日まで

**山形県告示第580号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成25年6月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 基本測量を実施する地域  
山形県内全域
- 2 基本測量を実施する期間  
平成25年6月28日から平成26年3月31日まで
- 3 作業の種類  
基本測量「電子国土基本図（地図情報）」修正測量

**山形県告示第581号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により次の都市計画を変更するため、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成25年6月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 都市計画の種類及び名称

(1) 種類 鶴岡都市計画道路

(2) 名称 1・5・1号鼠ヶ関温海線、3・4・31号笹花学校前線、3・4・32号山ノ前下町線、3・4・33号上藤島山ノ前線、3・4・34号藤島下町線、3・4・35号古郡下町線、3・4・41号温海線、3・5・31号藤島駅笹花線、3・5・32号上藤島古郡線、3・5・41号荻田岳ノ腰線及び3・6・42号天魄線

## 2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 追加する部分 なし

(2) 削除する部分 なし

## 3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所

(1) 期間 平成25年6月11日から同月25日まで

(2) 場所 県土整備部都市計画課及び庄内総合支庁建設部道路計画課並びに鶴岡市役所

## 4 その他

この都市計画の変更の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に対し意見書を提出することができる。

---

**公 告**

---

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成25年6月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 申請のあった年月日

平成25年5月30日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

(1) 名称

特定非営利活動法人やまなみ

(2) 代表者の氏名

大場 武男

(3) 主たる事務所の所在地

最上郡最上町大字向町644番地の3

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域住民が自発的に参加し、助け合いと連帯の精神にもとづいて、支援と援助を必要とする人々に、福祉サービスの提供と子育て、文化、芸術の振興を促進する事業等を行い、豊かで、住みよい、生きがいある地域社会を実現し、地域福祉の増進と、まちづくりの推進、地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成25年6月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称              | 所在地       | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分  | 家賃                      |                                    |                                    |                                    |                                    | 敷金          | 摘要         |                                    |
|-----------------|-----------|------|-------------------------------|------|-----|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|-------------|------------|------------------------------------|
|                 |           | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |     | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が104,000円<br>を超え123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え139,000円<br>以下の者 | 収入が139,000円<br>を超え158,000円<br>以下の者 | 収入が158,000円<br>を超え186,000円<br>以下の者 |             |            | 収入が186,000円<br>を超え214,000円<br>以下の者 |
| 県営三吉町アパ<br>ート1号 | 新庄市金沢1601 | 3DK  | 51.2                          | 1    | 一般用 | 11,800<br>円             | 13,600<br>円                        | 15,500<br>円                        | 17,500<br>円                        | 20,000<br>円                        | 23,100<br>円 | 1,300<br>円 |                                    |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。

(2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合

a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで

b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級

c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの

b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

(4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他、国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 平成25年6月17日から同月21日まで（ただし郵送の場合は、平成25年6月21日までの消印のあるものに限り有効とする。）

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

新庄市金沢字大道上2034

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産 最上事務所

## 5 入居の時期 平成25年7月下旬

平成25年6月11日印刷  
平成25年6月11日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部  
電話 山形(631)2057 (631)2056